

平成26年度

宇陀市財政健全化及び  
経営健全化審査意見書

宇陀市監査委員

宇 監 委 第 2 9 号  
平成 2 7 年 8 月 2 7 日

宇陀市長 竹 内 幹 郎 様

宇陀市監査委員 籠 谷 順 司

宇陀市監査委員 八 木 勝 光

平成 2 6 年度宇陀市財政健全化及び経営健全化の  
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度宇陀市財政健全化及び経営健全化について審査しましたので、次のとおりその意見を提出します。

# 平成26年度宇陀市財政健全化及び経営健全化審査意見

## 第1 審査の対象

この審査では、宇陀市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを審査した。

## 第2 審査の期間

平成26年7月1日から同年8月25日まで

## 第3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

平成 26 年度決算に基づく財政健全化判断比率の結果

指標	早期健全化基準			財政再生基準
	国の基準 範囲	市に適用さ れる基準	市のH26 決算の数値	
実質赤字比率	△11.25～ △15.00%	△13.05%	+2.28% (黒字)	△20.00%
連結実質赤字比 率	△16.25～ △20.00%	△18.05%	+13.80% (黒字)	△30.00%
実質公債費比率	25.0%	同左	17.8%	35.0%
将来負担比率	350.0%	同左	161.4%	なし

公営企業（公営企業とみなす特別会計を含む）

指標	会計名	早期健全化基準			財政再生基準
		国の基準 範囲	市に適用さ れる基準	市のH26 決算の数値	
資金 不足 比率	簡易水道事業	20.0%	同左	—	
	下水道事業			—	
	保養センター事業			215.2%	
	市立病院事業			—	
	介護老人保健施設事業			—	
	水道事業			—	